

第47回大阪府社会福祉審議会 概要

日時：平成27年8月25日（木）14:00～16:00

場所：プリムローズ大阪2階 鳳凰

1. 専門分科会・部会の審議・審査状況について

質問・意見なし

2. 福祉をとりまく現状と大阪府福祉行政の取組について

（委員）

サービス付き高齢者向け住宅（以下、サ高住）について、3年で3倍以上と増え続けている。急激に増加する中、サービスの確保が第一義的に考えるところ。立入検査や集団指導はどのような割合で実施しているのか。

（事務局）

サ高住については量的に増えているのが実情。国や府でも計画的に数値目標を作っているが、計画半ばでも増えてきている。サ高住の質の確保については高齢者住まい法に基づき、サ高住の指導監督権限の適切な行使を行い、全てのサ高住から年1回定期的な報告を受け、身体拘束や虐待防止等に関する自主点検票をつくり点検を求めている。また、定期的に市町村・関係機関との情報交換を行うとともに、今年度から大阪府（高齢介護室・住宅まちづくり部）と地元市町村が連携し、前年度に開設されたところについては悉皆的に実地指導を行っている。また、今年度初めての取組であるが、サ高住を行っている事業者に集団指導を行い、施設と同じような形で指導・連絡を行っている。今後量的に増える中で、府としてはできる限り安心して利用者にご利用いただけるよう指導等してまいりたい。

（委員）

小1の壁の解消のところで質問。放課後児童クラブの量の見込み調査について、「量」の意味がわからない、放課後児童クラブはいわゆる学童のことでよいのか。H26からH27に待機児童が大幅に増えているのはなぜか。今後、整備を進めていく予定になっているが、府内ではどのような場所（小学校敷地内・外、既存の児童館の活用など）に作っていくのか、指導員の数や質の確保についてどのように考えているのか。

（事務局）

待機児童の増については、放課後児童クラブの対象となる児童がH26までは小3までだったが今年度から小6になったことから増えている。場所は市町村によって小学校の中や地区の中など、まちまちでそれぞれの地域によってやっていただいている。指導員については今年度から700名ずつ研修を実施し確保。

（委員長）

学校の内外などの状況はどうか？

（事務局）

きっちりとした数はつかんでいないが、市町村からあがってきている中では学校

中心が多いという認識。

(委員)

今の小1の壁、学童保育について。我々現場で学童保育をやろうと思って実際やれている市町村もあるようだが、保育園などは学童保育に適している。卒園時は通いなれた場所で精神的な安らぎを得ることができ、ぜひ増やしていけばよい。学童保育を作る時の基準は行政で決まっているのか。

(委員長)

法改正で必要な整備環境については示されているという理解でよいか。

(事務局)

基本的には市町村の計画の中で市町村が判断するという事となる。基準も市町村が持っている。

(委員長)

これをもう少し規制緩和してはという意見？

(委員)

市に対して、大阪府は学童保育に前向きにやれるところはやってもらうよう説得していくということとなるがなかなかやれない。公立でやっている欠点は時間が5時や5時半など短い。保育園は少なくとも6時、7時までやっている。そうした施設を有効に活用すれば喜ばれる。

(委員長)

基本的には市町村の子育て支援計画の中で何をどれくらい整備するかが決まっていって、そういう中でそういった施設を活用してはとの意見。

(委員)

精神障がい者の退院促進イコール地域移行とされているが、純粹に地域移行は難しい。グループホームを作るにも反対がある。こういう取組についての府の考えは。

(事務局)

地域移行イコール精神障がい者の退院促進ではなく、施設からの地域移行と精神病床からの退院の2つをもって地域移行としている。施設からの地域移行について受け皿としてGHは強力なツールであると認識。ただ施設からの地域移行については援護の実施者が市町村であるため、府としては市町村に対して側面支援的に支援していきたい。

(委員)

2025年問題という発言があった。現状認識としては、2025年は昭和の100年にあたる。団塊の世代は1千万人いるのが前提。あと10年だが、10年間をどう過ごし組み立てていくのが重要。

こうした中、社協の取組が3つある。社会福祉法人の取組を2025年問題に向けてさらに支援し充実させていく必要。キーワードは介護人材の確保で、重要な課題。基金もあるので具体の施策はやってもらっているが、提案も含めた意見として教委や府民文化部との連携。就職フェアに2千人がくるが就職につながるまでいかない。介護報酬などオールジャパンの議論もあるが、介護施設で働く喜びを高校生や専門学校生にPRし、福祉部としても教委と連携していただきたい。お金かけなくても

効果あるのでは。

2つ目は市町村社協との連携。生活困窮者対策、就労準備行為から中間的就労、就職活動への参加を組み立てていくために、府社協では府から町村部の生活困窮者対策の受託を受けて実施しているが、福祉事務所を設置する市が実施主体のところは市の判断でどこまでやるのか決めるため、相談支援以降がつながっていないという印象。市が市町村社協と連携することで、地域の福祉状況に習熟した社協と地域の施設が連携することでより有効な生活困窮者対策となる。大阪府社協の施設部会では、自ら経営する社会福祉施設の場を活用し、中間的就労に取り組んでいただいているところもある。また、柏原市では、市社協において、社会福祉施設と連携して地域貢献委員会を作り、地域の福祉課題を施設とどう連携して取り組むか検討していただいている。府行政が市行政にこうやれ、ああやれという指示は難しいかもしれないが市における生活困窮者対策を社協や社会福祉施設と連携して取り組んでいただきたい。任意事業である、子どもの貧困対策としての学習支援も充実するため、先ほどの交付金なども活用して取り組んでいただきたい。

3つ目は平成 29 年に民生委員制度創設 100 年を迎える。(中核市を入れると) 8 千人、政令市を入れると 1 万 3 千人以上の民生委員が活動しており、行政の活動支援をお願いしたい。この 3 つをきちんとやればきめ細やかな 2025 年問題への対応となる。

(委員長)

住民参加ということも一つのキーワード。社協や施設も当然であるが、地域福祉を推進する住民主体のあり方を地域福祉支援計画の中に盛り込むことをお願いしなければならないと思っている。

(委員)

ひとり親家庭の相対的貧困率 54%や子どもの貧困率 16.3%のほとんどが母子家庭と思う。就労支援の成果として受講した母子家庭の母等の就業率は 91.3%といい数字が出ているが、以前から母子家庭の就業率は 80%強。しかし母子家庭の稼働所得は大阪では 179 万円、全国平均でも 181 万円と、いくら就労率が上がっても収入が上がっておらず平均の半分以下の状況。いくら働いても困窮者となるワーキングプアが何年たっても解消されない。これがないと子どもの貧困も解消されない。母が一生懸命働いても児童扶養手当をもらってやっとやっていくということで、経済的自立はもちろんのこと、精神的自立もできない。一定の収入があれば精神的安定もあり児童虐待も解消されていくのではないかと考える。虐待を早期発見ではなく原因を突き止めてなくす方向を考えていくという話がでていたが、いまだに早期発見の話。福祉から出るかもしれないが、働く人の雇用社会状況を根本的に精査することはできないのか。母子家庭の就労支援セミナーの収入をみてもひどい状況。常用雇用といってもフルタイムで働けるといっただけで賃金は最低賃金スレスレで手当もほとんどない。母子家庭でありながら扶養手当もないなどが許されている。これを解決してもらいたい。貧困の連鎖をなくすために子どもが学校へいく費用軽減など。学習支援も子どもの居場所だけならできるが大学へ行くための学習ボランティアは市ではできない。

(委員長)

貧困の問題は府だけで解決できる問題ではなく、世界でも格差社会の進展が言われている。正規雇用の減少など。国に要望するなどの対策が必要。残念ながら改善が進んでいないのが現実。問題意識は共有したいが具体的な対策については今後検討ということをお願いしたい。

(委員)

8月13日の事件を受け、連日、寝屋川市の保護者など様々な方からの意見をいただいている。資料の中に援護を要する子どもや家庭への支援とあるが、子どもの深夜の徘徊をどう防いでいくのかやネグレクトを含む児童虐待をどう防ぐのかという問題がある。寝屋川市では10年前に起こった卒業生が先生を殺すという事件を受け、精力的に再犯防止に取り組んできた矢先にこういう事件がおり、非常に悲しく憤りを感じている。市では要保護児童対策地域協議会という組織も設置されており、寝屋川市と中央子ども家庭センター、保健所等関係機関の連携の中で要保護児童等の支援を行う体制もできている。この事案について、専門家と一緒に、責任追及するのではなく社会全体で取り組んでいきたい。

(委員)

駆け出しの時は「福祉は人なり」ということを教えられたが、人材が足りないのが現実。介護は人が足りないというのはわかっていただいているが、保育や社会的養護の施設も足りない。色々な施策を考えているが、給料だけの問題ではない。スキルを上げるため研修をやっているが、それ以前に人が足りない。子どもの数は29年度をピークとして減るとは言え足りない。大阪では社協を通じて行政と連携しているが、これを維持して誇れる大阪としてほしい。例えば虐待相談対応件数がなぜ多いのかなどワーストの部分もしっかり説明してほしい。大阪は全国に先駆けて要保護児童対策地域協議会を作り、社会貢献もしっかりやっているが、ワーストの部分が目立ってしまっているように思う。いい面をしっかり発信してほしい。

(委員)

民生委員・児童委員の課題について。地域住民の意識の変化にともない地域社会におけるニーズも多種多様となっている。地域課題が複雑・深刻化する中で民生委員・児童委員への期待が一層高まっている。特に高齢化が急速に進んでおり今後もこの傾向。高齢者のみの生活形態が今後は当たり前となり、認知症高齢者対策、孤立対策、消費者被害、公的福祉サービスでは対応できない事象への対策等、課題事項が山積。子どもへの虐待対策、孤立している家庭対策、障がい者における地域での生活支援対策、災害時における避難行動要支援者対策等、地域社会において生ずる問題が年々複雑化・多様化している。地域社会において新たな課題が生じ、制度の谷間にある人等が生じてきており民生委員・児童委員への期待が一層、高まりをみせている。これらの問題について、民生委員・児童委員がすべて中心になって解決することは不可能であるが、基本的な姿勢として、これらの問題に対する相談支援活動や地域福祉活動については地域の窓口となって行政機関や関係機関と連携・協働を図り、地域福祉におけるリーダー的役割を果たしていかないといけないと認識。このような課題を解決していくため、民生委員・児童委員が活動しやすい

環境づくりが可能となるよう、平成 29 年 30 年には、民生委員・児童委員制度の前身である濟世顧問制度、方面委員制度創設から 100 周年迎えるにあたり支援をお願いしたい。

新しい地域福祉の社会づくりについて、制度の谷間にいるため、基準に該当しない対象者やニーズが発生している。公的サービスについては、対象者の増加、かつ、多様化する中、制度が限界をきたしている状況。行政と地域団体、住民、ボランティア団体が連携、協働して高齢者・障がい者という枠をひかない基盤支援、例えば見守りや介護支援など、漏れなく把握・支援していく体制づくりが重要。この点を検討してほしい。

(委員)

個々の課題というより、進め方について。今回も社会福祉審議会ということなので、障がい・高齢・子ども・医療という分け方になっていて府県レベルでは縦割りになってしまう。地域の問題解決をどうするか。それを府県レベルでどのような支援をするのかということを検討すべき。府県レベルの縦割りは仕方がないとして、連携や協働の出し方が弱いのではないか。色々な問題解決にあたり、ワーカーをひとり置けば解決するのではなく、フォーマルの連携やフォーマルとインフォーマルとの組み合わせなど問題解決の方法を府が支援することが大事であり、府がメッセージを出していくことが必要。府の段階で縦割りは仕方ないとしても、現場レベルでは連携した形で、地域を基盤として解決方法を模索していく時代であるというメッセージを出していくことが大阪方式では。コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を置いたのは、いくら縦割りしても制度の狭間ができてしまうから。このように受け皿を作り、CSW を全国に先駆け、作った布石があり、そのあたりの可能性をもっと広められると思う。大阪の最大の武器は住民活動。しかし現在は、この形でいくとどんどん地域で受け皿を作ってくださいとなってしまう。生活困窮や介護、防犯防災、環境問題なども地域が受け皿。このままでは地域はこれ以上受けられない。そこで先ほどの連携・協働の進め方を、どこかモデル的にどういう形で行うのかを示していくことが重要ではないか。どういう話をここでしたらよいかということも含めて考えさせられた。

(委員)

人材養成・確保について。社会福祉士や精神保健福祉士を希望する学生が減ってきているのが残念だがいろんな条件があるのだと思う。高校福祉科教員を養成しているが、高校で福祉の話を聞いて福祉介護の魅力を感じて大学にきてくれており、高校で福祉を学ぶのは重要。グループホームの反対運動などもこうした問題がある。根本的な解決として福祉・介護を学ぶ機会を増やして若い方を増やすことが重要。教委・関係機関との連携による福祉の魅力発信についての取組状況はどうか。

(事務局)

学校現場では、介護に特化して就職ここですよ、というのは壁が高い。近畿の高校大学福祉連絡会との連携を今までやってきていた。高校福祉科との連携をしながら人材確保について協議。それ以外に高校生や大学生向けの職場体験バスツアーなどを実施。今年度から府社協とも連携して高校福祉科教員との連携会議により府内

高校教員向け勉強会や高校生向けセミナーの開催などをできるように運営方針企画している。福祉の魅力感じていただけるようにやっていきたい。

(委員長)

1点目、人材については保育士の特区制度で5000人くらい応募があったと聞いている。人材を特区制度で供給する、初任者研修を大阪版でやって増やすということもありかと思う。2点目、社福法人については、全市町村に地域貢献委員会を作り、連携して取り組んでいくことができるのではないかと。3点目、生活困窮、母子家庭の問題については中間的就労が一つの突破口にならないか。制度の狭間にいる方や高齢者を活用しながら、中間的就労をどのように整備していくかがポイント。4点目、地域では、障がい当事者も親御さんも高齢化し、虐待や差別の問題が起こっており、地域をどうしたらサポート、支援できるかについて、分野を超えて提言できるような仕組みがあればいいという意見があった。児童の分野は要保護児童対策地域協議会があるが、障がい・高齢それぞれ別で動いているのでこれらの問題今後どうしていくか。差別の問題、人権は大阪が取り組んできたところ。差別解消といった問題について法律だけでいけるのか、児童虐待防止法については、府で独自に条例を制定し、経済的虐待についても規定しており、大阪版としての条例について、大阪らしさとして検討すればいいのではないかと思う。

何が言いたいのかというと、必要なものは残っていく。民生委員・児童委員は必要だから100年続いている。民生委員・児童委員は大阪発祥の地、社会福祉法人による地域貢献として取り組む社会貢献事業も大阪が起点。北市民館、いわゆるセツルメント、貧困な時に教育、食事、授産を与えるということも戦前からできていた。道に迷った時には歴史に学びながらどういうものをつくっていくか、横割りでつなげてどうつくっていくかという提案を、今後一つ残して機能として求められてきているのではないかとということでまとめとさせていただきたい。

3. 今後の開催方針について

事務局より案の説明

(各分野に跨るような課題が発生し、意見聴取が必要と判断した場合はその内容を当審議会に諮問し、答申をいただくが、各分野の個別課題として処理できる範囲については、それぞれの附属機関で検討。このため、当面の間、当審議会は今回のような形で、定例的に開催することとし、府の取組等を中心に説明する形とさせていただきたい。)

⇒全員了承